

島根県報

号外第七三号

平成十四年六月二十八日

(金曜日)

告 示

目 次

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 (医療対策課)

告

示

島根県告示第六百二十五号

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額(昭和四十八年島根県告示第二百三十五号)の一部を次のように改正し、平成十四年八月一日から施行する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

非紹介患者初診時加算料の項に次のように加える。

再診時特定療養費 一回につき 四百二十円

ただし、公費負担医療制度の受給対象者を除く。

毎週火・金曜日発行

平成十四年六月二十八日印刷
平成十四年六月二十八日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)